

令和 4 年度 豊後大野市農業集落排水特別会計予算

令和 4 年度 豊後大野市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 0, 7 4 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		750
	1 分担金	750
2 使用料及び手数料		59,840
	1 使用料	59,800
	2 手数料	40
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		111,848
	1 他会計繰入金	111,848
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
7 市債		17,300
	1 市債	17,300
歳入合計		190,741

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		39,205
	1 総務管理費	39,205
2 事業費		71,926
	1 維持管理費	71,926
3 公債費		77,610
	1 公債費	77,610
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出	合計	190,741

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 企 業 会 計 適 用 債	17,300	証書借入	<p style="text-align: center;">5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</p>